

## 山形県地域公共交通活性化協議会要綱（改正案）

## （目的）

第 1 条 山形県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、山形県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施等に関する協議を行うために設置する。

## （事務局）

第 2 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、山形県みらい企画創造部総合交通政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## （事業）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務・協議・調整を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくり及びその他の生活交通のあり方一般
- (5) 具体的なバス路線等に係る生活交通の確保に関する計画の策定についての調整及び決定
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

## （組織）

第 4 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

## （会長及び副会長）

第 5 条 会長及び副会長は、次条第 1 項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長に複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

## （協議会の委員）

第 6 条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 山形県
- (2) 国土交通省東北運輸局
- (3) 市町村

- (4) 公共交通事業者等
- (5) 道路管理者
- (6) 港湾管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 第1条の目的の達成のために必要な者

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長は委員の互選により定めることとする。

- 2 会議は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議の一部又は全部を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、その限りにおいて非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(地域別部会)

第9条 協議会には、第3条の各号に掲げる事項に関して、地域の実情に応じた協議等を行うため、地域ごとに地域別部会（以下「地域別部会」という。）を設置する。

- 2 地域別部会には、関係市町村及び事業者で構成する分科会を設置することができる。
- 3 地域別部会に関する組織、運営その他の事項は、会長が別に定める。

(地域公共交通会議)

第10条 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の地域公共交通会議が設置された場合、これを前条第2項により設置された地域別部会の分科会とする。

- 2 生活交通の確保に関する調整に際し、前項の地域公共交通会議の協議が調った場合は、当該地域公共交通会議の協議結果を地域別部会の協議結果とみなす。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を1名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月24日から施行する。
- 2 協議会の設立時の会長は、山形県みらい企画創造部総合交通政策課長をもって充てる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月 日から施行する。